

新潟県農業総務費補助金等交付要綱

(令和8年度版)

新潟県農林水産部農業総務課

目 次

新潟県農業総務費補助金等交付要綱	1
別表(補助事業、補助対象経費、補助率、重要な変更)	7
別記様式	
1 第1号様式(各事業共通:補助金等交付申請書)	9
※第1号様式の別紙様式(共通様式:消費税の納税対応状況表)	10
(1) 別記第1号様式の別紙(農業委員会交付金)	11
(2) 〃(農地利用最適化推進事業)	13
(3) 〃(農業委員会機構集積支援事業)	14
(4) 〃(農業委員会ネットワーク機構補助金等)	15
(5) 〃(農業委員会ネットワーク機構広域的機構集積支援事業)	18
2 第2号様式(各事業共通:変更交付申請書)	19
3 第3号様式(各事業共通:計画変更承認申請書)	20
4 第4号様式(各事業共通:中止(廃止)承認申請書)	21
5 第5号様式(各事業共通:遅延届出書)	22
6 第6号様式(各事業共通:遂行状況報告書)	23
7 第7号様式(各事業共通:実績報告書)	24
※別記第7号様式の別紙(様式1・様式2)	25
8 第8号様式(各事業共通:消費税等仕入控除税額報告書)	26
9 第9号様式(各事業共通:補助金等概算払請求書)	27

新潟県農業総務費補助金等交付要綱

(趣 旨)

第1 知事は、農林水産業の振興を図るため、市町村長若しくは知事が適当と認める団体等が行う農林水産業の振興に関する事業（以下「事業」という。）に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金及び交付金（以下「補助金等」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、新潟県補助金等交付規則（昭和32年新潟県規則第7号。以下「規則」という。）及び農業委員会等に関する法律第2条第3項に規定する市町村への交付金の交付の基準を定める規則（昭和60年新潟県規則第87号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付基準)

第2 この補助金等は、別表に掲げる基準により交付するものとする。

(交付の条件)

第3 この補助金等は、次の各号に掲げる事項を条件として交付するものとする。

- (1) 経費の配分の変更（第6に定める軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けること。
- (2) 事業の内容の変更（第6に定める軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けること。
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けること。
- (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (5) 事業の完了により相当の収益が生ずると認められる場合には、補助金等の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (6) この補助金等により取得した資材・機材等を事業の完了によって処分した場合において、相当の収入があったときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (7) この補助金等により取得し、又は効用の増加した財産を知事の承認を受けて処分した場合において相当の収入があったときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (8) この補助金等により取得し、又は効用の増加した財産及び資材・機材等は、事業の完了後も善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用又は運営を図らなければならないこと。
- (9) この補助金等に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を事業完了の年度の翌年度から起算して5年間保管しておかなければならないこと。
- (10) 事業に係る経理は、他の経理と明確に区分して行わなければならないこと。

(交付申請書)

第4 規則第3条第1項の規定による申請書は、別記第1号様式のとおりとし、知事が別に定める期日までに知事に提出しなければならない。ただし、交付決定の変更

を申請しようとする場合は、別記第2号様式によるものとする。

- 2 前項の申請書を提出するに当たって、各事業主体において当該補助金等に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金等に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合はこの限りでない。

（変更の承認申請）

- 第5 第3の(1)又は(2)の規定により知事の承認を受けようとする場合には、別記第3号様式による計画変更承認申請書を知事に提出しなければならない。

（軽微な変更の範囲）

- 第6 第3の(1)又は(2)に規定する軽微な変更は、別表の重要な変更の欄に掲げる変更以外の変更とする。

（事業の中止又は廃止の承認申請）

- 第7 第3の(3)の規定により知事の承認を受けようとする場合には、別記第4号様式による中止（廃止）承認申請書を、事業を中止、又は廃止しようとする日の15日前までに知事に提出しなければならない。

（事業が予定期間内に完了しない場合等の報告）

- 第8 第3の(4)の規定により知事の指示を求める場合には、速やかに別記様式第5号による遅延届出書を知事に提出しなければならない。

（申請の取下げ）

- 第9 規則第7条の規定による期日は、補助金等の交付決定通知を受理した日から起算して10日を経過した日とする。ただし、知事が特に必要と認めるときは、この期日を繰り上げることがある。

（状況報告）

- 第10 規則第10条の規定による報告は、補助金等の交付決定に係る年度の別表に定める日現在において、別記第6号様式による事業遂行状況報告書を作成し、翌月15日までに知事に提出して行うものとする。ただし、第13の規定により概算払の請求をする場合は、概算払請求書の提出をもってこれに代えることができるものとする。

- 2 知事は1に定める時期のほか、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、事業主体に対して当該交付金事業等の遂行状況報告を求めることができる。

（実績報告書）

- 第11 規則第12条の規定による実績報告書は、別記第7号様式のとおりとする。

- 2 前項の実績報告書の提出時期は、事業の完了の日から起算して10日を経過した日又は補助金等の交付の決定のあった年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までとする。ただし知事が特に必要があり、かつ、予算の執行上支障がないと認めるときは、その期日を繰り下げることがある。

- 3 第4第2項ただし書により交付の申請をした場合は、第1項の実績報告書を提出

するに当たって、当該補助金等に係る消費税等仕入控除税額が明らかになったときには、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

- 4 第4第2項ただし書により交付の申請を行い、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税等の申告により当該補助金等に係る消費税等仕入控除税額が確定したときには、その金額（前項の規定により減額した各事業主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記第8号様式による消費税等仕入控除税額報告書により、速やかに知事に報告するとともに、知事の納入通知書を受けてこれを納付しなければならない。

（取得財産の処分の制限）

第12 規則第19条第4号に規定する財産は、事業により取得した価格が1件50万円以上の機械及び器具とする。

- 2 規則第19条ただし書に規定する知事が定める期間は、次の表に掲げるほか減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間とする。

取得財産の種類	処分制限期間
自記風速計	10年

（概算払）

第13 概算払により補助金等の交付を受けようとする場合は、別記第9号様式による概算払請求書を知事に提出するものとする。

（書類の作成等）

第14 この要綱の規定に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物、台帳及び調書のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

（雑則）

第15 この要綱に定めるもののほか、この補助金等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則（平成7年3月28日付け農業第1205号）

- 1 この要綱は、平成7年4月1日から実施する。
- 2 新潟県農協営農指導研修事業費補助金交付要綱は廃止する。
- 3 新潟県農業協同組合合併推進事業費補助金交付要綱は廃止する。
- 4 農業協同組合地域農業振興計画策定促進事業費補助金交付要綱は廃止する。
- 5 新潟県合併農協施設整備事業費補助金交付要綱は廃止する。
- 6 この要綱実施前に交付された補助金等に関しては、なお従前の例による。

附 則（平成7年8月9日付け農業第452号）

この要綱は、平成7年8月9日から実施する。

附 則（平成8年4月23日付け農業第75号）

この要綱は、平成8年4月23日から実施する。

附 則（平成9年6月19日付け農業第253号）

この要綱は、平成9年6月19日から実施する。

附 則（平成10年7月15日付け農業第321号）

この要綱は、平成 10 年 7 月 15 日から実施する。

附 則（平成 12 年 9 月 29 日付け農業第 444 号）

この要綱は、平成 12 年 9 月 29 日から実施する。

附 則（平成 13 年 8 月 22 日付け農業第 329 号）

この要綱は、平成 13 年 8 月 22 日から実施する。

附 則（平成 14 年 7 月 1 日付け農業第 336 号）

この要綱は、平成 14 年 7 月 1 日から実施する。

- 1 新潟県農業委員会交付金等交付要綱は廃止する。
- 2 新潟県農業共済団体事務費等補助金交付要綱は廃止する。
- 3 改正後の要綱の実施の際、現に提出されている補助金交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 4 改正後の要綱の実施前に交付された補助金等に関しては、なお従前の例による。

附 則（平成 15 年 7 月 24 日付け農業第 255 号）

この要綱は、平成 15 年 7 月 24 日から実施する。

- 1 改正後の要綱の実施の際、現に提出されている補助金交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 2 改正後の要綱の実施前に交付された補助金等に関しては、なお従前の例による。

附 則（平成 16 年 7 月 20 日付け農業第 318 号）

この要綱は、平成 16 年 7 月 20 日から実施する。

- 1 改正後の要綱の実施の際、現に提出されている補助金交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 2 改正後の要綱の実施前に交付された補助金等に関しては、なお従前の例による。

附 則（平成 17 年 7 月 21 日付け農業第 336 号）

この要綱は、平成 17 年 7 月 21 日から実施する。

- 1 改正後の要綱の実施の際、現に提出されている補助金交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 2 改正後の要綱の実施前に交付された補助金等に関しては、なお従前の例による。

附 則（平成 18 年 5 月 30 日付け農業第 162 号）

この要綱は、平成 18 年 5 月 30 日から実施する。

- 1 改正後の要綱の実施の際、現に提出されている補助金交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 2 改正後の要綱の実施前に交付された補助金等に関しては、なお従前の例による。

附 則（平成 19 年 5 月 18 日付け農業第 144 号）

この要綱は、平成 19 年 5 月 18 日から実施する。

- 1 改正後の要綱の実施の際、現に提出されている補助金交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 2 改正後の要綱の実施前に交付された補助金等に関しては、なお従前の例による。

附 則（平成 20 年 4 月 1 日付け農業第 202 号）

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から実施する。

附 則（平成 20 年 10 月 10 日付け農業第 565 号）

この要綱は、平成 20 年 10 月 10 日から実施する。

附 則（平成 21 年 5 月 1 日付け農業第 78 号）

この要綱は、平成 21 年 5 月 1 日から実施する。

附 則（平成 22 年 4 月 21 日付け農業第 95 号）

この要綱は、平成 22 年 4 月 21 日から実施する。

附 則（平成 23 年 4 月 20 日付け農業第 61 号）

この要綱は、平成 23 年 4 月 20 日から実施する。

附 則（平成 25 年 5 月 20 日付け農業第 218 号）

この要綱は、平成 25 年 5 月 20 日から実施する。

附 則（平成 26 年 5 月 1 日付け農業第 99 号）

この要綱は、平成 26 年 5 月 1 日から実施する。

附 則（平成 28 年 4 月 28 日付け農業第 91 号）

この要綱は、平成 28 年 4 月 28 日から実施する。

附 則（平成 29 年 4 月 18 日付け農業第 60 号）

この要綱は、平成 29 年 4 月 18 日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

1 改正後の要綱の施行の際、現に提出されている補助金交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。

2 改正後の要綱の施行前に交付された補助金等に関しては、なお従前の例による。

附 則（平成 30 年 4 月 6 日付け農業第 29 号）

この要綱は、平成 30 年 4 月 6 日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

1 改正後の要綱の施行の際、現に提出されている補助金交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。

2 改正後の要綱の施行前に交付された補助金等に関しては、なお従前の例による。

附 則（令和元年 5 月 9 日付け農業第 18 号）

この要綱は、令和元年 5 月 9 日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

1 改正後の要綱の施行の際、現に提出されている補助金交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。

2 改正後の要綱の施行前に交付された補助金等に関しては、なお従前の例による。

附 則（令和 2 年 5 月 15 日付け農業第 97 号）

この要綱は、令和 2 年 5 月 15 日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

1 改正後の要綱の施行の際、現に提出されている補助金交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。

2 改正後の要綱の施行前に交付された補助金等に関しては、なお従前の例による。

附 則（令和 3 年 5 月 19 日付け農業第 110 号）

この要綱は、令和 3 年 5 月 19 日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

1 改正後の要綱の施行の際、現に提出されている補助金交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。

2 改正後の要綱の施行前に交付された補助金等に関しては、なお従前の例による。

附 則（令和 4 年 3 月 24 日付け農業第 638 号）

この要綱は、令和 4 年 3 月 24 日から実施する。

- 1 改正後の要綱の施行の際、現に提出されている補助金交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 2 改正後の要綱の施行前に交付された補助金等に関しては、なお従前の例による。
附則（令和4年5月19日付け農業第113号）
この要綱は、令和4年5月19日から施行し、令和4年4月1日から適用する。
- 1 改正後の要綱の施行の際、現に提出されている補助金交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 2 改正後の要綱の施行前に交付された補助金等に関しては、なお従前の例による。
附則（令和5年4月11日付け農業第693号）
この要綱は、令和5年4月11日から施行し、令和5年4月1日から適用する。
- 1 改正後の要綱の施行の際、現に提出されている補助金交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 2 改正後の要綱の施行前に交付された補助金等に関しては、なお従前の例による。
附則（令和6年5月13日付け農業第73号）
この要綱は、令和6年5月13日から施行し、令和6年4月1日から適用する。
- 1 改正後の要綱の施行の際、現に提出されている補助金交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 2 改正後の要綱の施行前に交付された補助金等に関しては、なお従前の例による。
附則（令和8年5月19日付け農業第48号）
この要綱は、令和8年5月19日から施行し、令和8年4月7日から適用する。
- 1 改正後の要綱の施行の際、現に提出されている補助金交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 2 改正後の要綱の施行前に交付された補助金等に関しては、なお従前の例による。

別表

番号	補助事業	補助対象経費	補助率	重要な変更		状況報告書の作成日
				経費配分の変更	事業内容の変更	
1	農業委員会交付金	農業委員会交付金 農業委員会が行う農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）第6条第1項及び第2項に規定する事項に関する事務に要する次に掲げる経費 (1) 農業委員及び農地利用最適化推進委員手当 (2) 職員設置費 (3) 農地調査・資料整備費	定額		実施対象委員会の変更（農業委員会の分置又は統合による変更を除く。）	12月31日
2	農地利用最適化推進事業	農地利用最適化推進事業費補助金 農業委員会が行う法第6条第2項の規定による農地利用の最適化に係る活動（以下「最適化活動」という。）を実施するために必要となる次に掲げる事業に要する経費 (1) 農地利用最適化推進委員及び最適化活動を行う農業委員（以下「推進委員等」という。）による最適化活動推進事業 (2) 農地利用の最適化の推進のための支援事業	定額		事業実施主体の変更	12月31日
3	農業委員会機構集積支援事業	農業委員会機構集積支援事業費補助金 農業委員会が行う次に掲げる事業に要する経費 (1) 農地法等に基づく事務の適正実施のための支援事業 (2) 農地の有効利用を図るための支援事業	定額	3の(1)、(2)及び5の(1)の事業の相互間における経費の30%を超える増減	事業実施主体の変更 事業の新設又は廃止	第2・3四半期の末日
4	農業委員会ネットワーク機構補助金等	都道府県農業委員会ネットワーク機構負担金 農業委員会ネットワーク機構が行う法令業務等に要する次に掲げる経費 (1) 役職員手当等 農地法（昭和27年法律第229号）によりその所掌に属させた事項の処理に要する役職員手当及び職員の給与費（俸給等）並びに法定福利費（厚生年金保険料、特例業務負担金、労災保険料、子ども・子育て拠出金、雇用保険料及び健康保険料）及び旅費及び事務等経費	当該事業に要する経費の10分の10以内			12月31日

番号	補助事業	補助対象経費	補助率	重要な変更		状況報告書の作成日
				経費配分の変更	事業内容の変更	
4	農業委員会ネットワーク機構補助金等	<p>都道府県農業委員会ネットワーク機構補助金</p> <p>農業委員会ネットワーク機構が行う次に掲げる事業に要する経費</p> <p>(1) 農業委員会事業推進費</p> <p>ア 農地等情報利用効率化対策事業費</p> <p>イ 農業委員会等活動強化対策事業費</p> <p>(2) 農業委員会ネットワーク機構業務推進費</p> <p>ア 業務推進費</p> <p>イ 事務所費</p> <p>ウ 事務費</p>	当該事業に要する経費の10分の10以内	<p>補助対象経費欄に掲げる(1)の経費から(2)の経費への流用</p> <p>補助対象経費欄に掲げる(2)ア、イ及びウの相互間における事業の増減</p>		12月31日
5	農業委員会ネットワーク機構広域的機構集積支援事業	<p>都道府県農業委員会ネットワーク機構広域的機構集積支援事業費補助金</p> <p>農業委員会ネットワーク機構が行う次に掲げる事業に要する経費</p> <p>(1) 広域的な農地利用調整活動等への支援事業</p>	定額	3の(1)、(2)及び5の(1)の事業の相互間における経費の30%を超える増減	事業実施主体の変更 事業の新設又は廃止	第2・3四半期の末日

別記第1号様式（各事業共通：補助金等交付申請書）

年度

費補助金交付申請書

番 号
年 月 日

新潟県知事

様

補助事業者名
代表者職氏名

年度において別紙のとおり事業を実施したいので、新潟県補助金等交付規則第3条の規定により、関係書類を添えて補助金 円の交付を申請します。

- (注) 1 「農業委員会交付金」については、標題中「年度 費補助金」を「年度農業委員会交付金」とし、文中の「補助金」を「交付金」とすること。
- 2 「農地利用最適化推進事業」については、標題中「年度 費補助金」を「年度農地利用最適化推進事業費補助金」とすること。
- 3 「農業委員会機構集積支援事業」については、標題中「年度 費補助金」を「年度農業委員会機構集積支援事業費補助金」とすること。
- 4 「農業委員会ネットワーク機構補助金等」については、標題中「年度 費補助金」を「年度農業委員会ネットワーク機構補助金等」とし、文中の「補助金」を「補助金等」とすること。
- 5 「農業委員会ネットワーク機構広域的機構集積支援事業」については、標題中「年度 費補助金」を「年度農業委員会ネットワーク機構広域的機構集積支援事業費補助金」とすること。
- 6 注1から5について、別記第2号様式から別記第9号様式まで同様とする。

事業主体における消費税の納税対応状況表

事業主体名							
予定の納税対応（納税対応の実績）				確 認	消 費 税 等 仕 入 控 除 税 額		
1	課税売上げなし				該当なし		
2	市町村の一般会計						
3	免税事業者						
納 税 義 務 者	4	(1) 簡易課税制度採用者					
		(2) 公共法人等で特定収入割合が5%超					
		(3) 一般 事業者又 は公共法 人等で特 定収入割 合が5% 以下	ア 課税 売上割 合が95 %未満	(7) 一括比例配分方式		含む	
				(イ) 個 別対 応方 式	a 共通用		
					b 非課税売上げ 用		該当なし
	c 課税売上げ用		あり				
	イ 課税売上げ割合が95%以上						

- (注) 1 資本金又は出資金が1千万円以上の新設法人は、設立当初の2年間は納税義務が免除されない。
- 2 「公共法人等」とは、市町村の特別会計、消費税法別表第3(※1)に掲げる法人又はみなし法人(※2)をいう。
- ※1 消費税法別表第3に掲げる法人（抜粋）
財団法人、社団法人、土地改良区、農業共済組合
 - ※2 みなし法人
人格のない社団等のことで、法人でない社団(※3)又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものをいう。
 - ※3 法人でない社団とは、多数の者が一定の目的を達成するために結合した団体のうち、法人格を有していないもので、単なる個人の集合体ではなく、団体としての組織を有して統一された意思の下にその構成員の個性を超越して活動するものをいう。
- 3 任意団体の場合は、みなし法人の適用を受けて団体名で法人税・消費税等の申告をしている場合を除き、損益を構成員に分配して個人が所得税・消費税などの申告をすることになる。従って、みなし法人でない場合は、構成員全員の確認が必要になる。

別記第1号様式の別紙（農業委員会交付金）

1 事業の目的

2 事業計画及びその内容（又は実績）

(1) 農業委員及び農地利用最適化推進委員数

ア 農業委員	定数	人	現員数	人
イ 農地利用最適化推進委員	定数	人	現員数	人
			計	人

(2) 職員数 定員数 人 現員数 人
 （うち交付金交付対象職員 人）

3 事業完了予定年月日（又は事業完了年月日）

年 月 日

4 経費の配分及び負担区分

区 分	交付金事業 に要する（し た）経費(A) 円	左の負担区分		前年度 精算額 (B) 円	比較増減 (△) (A)-(B) 円	備考
		県交付金 円	市町村費 円			
1 農業委員及び農地 利用最適化推進委員 手当						
2 職員設置費						
3 農地調査・資料 整備費						
合 計						

(注) 1 職員設置費の項には、交付金の交付対象職員に係る経費（給料、扶養手当、地域手当、期末勤勉手当、通勤手当、住居手当及び寒冷地手当並びに共済費（地方公務員共済組合負担金の長期分及び地方公務員災害補償基金負担金をいう。）をいう。）の合計額を記載すること。

5 添付書類

- (1) 農業委員会交付金の交付対象職員一覧表（別紙様式）
- (2) 農業委員及び農地利用最適化推進委員名簿

別紙様式

農業委員会交付金の交付対象職員一覧表

一連 番号	職名	氏名	担当事務	専任、兼任 の別	備考

別記第1号様式の別紙（農地利用最適化推進事業）

1 事業の目的

2 事業の内容及び計画（又は実績）

（注）農地利用最適化推進事業実施要綱（平成28年3月29日付け27経営第3278号農林水産事務次官依命通知）に定める事業実施計画書に準ずること。

3 経費の配分及び負担区分

区 分	補助金事業 に要する（ した）経費 (A)	左の負担区分		前年度 精算額 (B)	比較増減 (△) (A)-(B)	備考
		県補助金	市町村費			
1 推進委員等による最適化活動推進事業	円	円	円	円	円	
2 農地利用の最適化の推進のための支援事業						
合 計						

4 事業完了予定年月日（又は事業完了年月日）

年 月 日

別記第1号様式の別紙（農業委員会機構集積支援事業）

1 事業の目的

2 事業の内容及び計画（又は実績）

（注）農地集積・集約化等対策事業実施要綱（平成26年2月6日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知）に定める事業実施計画書に準ずること。

3 経費の配分及び負担区分

区 分	補助金事業 に要する（ した）経費 (A)	左の負担区分		前年度 精算額 (B)	比較増減 (△) (A)-(B)	備考
		県補助金	市町村費			
1 農地法等に基づく事務の適正実施のための支援事業	円	円	円	円	円	
2 農地の有効利用を図るための支援事業						
合 計						

4 事業完了予定年月日（又は事業完了年月日）

年 月 日

別記第1号様式の別紙（農業委員会ネットワーク機構補助金等）

1 事業の目的

2 事業計画及びその内容（又は実績）

(1) 事業計画等

ア 会議開催回数 回（出席役職員数 人日）
 イ 打ち合わせ、調査等実施回数 回（出席役職員数 人日）

(2) 負担金交付対象職員 人（業務日数 人日）

負担 非負 担の 別	氏名	担 当 事 務	専兼別		給与手当（年額）			法定福利費（年額）			備考
			専兼別	兼務先	負担対 象経費	その他	計	負担対 象経費	その他	計	
国庫負 担対象					円	円	円	円	円	円	
	計 人										
県単負 担対象											
	計 人										
農業委 員会ネ ットワ ーク機 構負担											
	計 人										
合計	人										

(注) 1 国庫負担対象の項にはその者の給与及びその者に要した法定福利費の全部又は一部が国庫負担金（職員給与費及び法定福利費）で賄われる者について記載し、県単負担対象の項にはその者の給与及びその者に要した法定福利費の全部又は一部が県単負担金で賄われる者について記載し、農業委員会ネットワーク機構負担の項には、これらの者以外の者について記載すること。

2 給与手当（年額）の欄の負担対象経費の欄には給料、扶養手当、地域手当、通勤手当、期末勤勉手当、住居手当の合計額を、その他の欄には国庫負担対象及び県費負担対象以外の経費の合計額を記載すること。

3 法定福利費（年額）の欄には、厚生年金保険料、特例業務負担金、労災保険料、子ども・子育て拠出金、雇用保険料及び健康保険料の合計額を、その他の欄には国庫負担対象及び県単負担対象以外の経費の合計額を記載すること。

(3) 農業委員会事業推進費

(4) 農業委員会ネットワーク機構業務推進費

3 事業完了予定年月日（又は事業完了年月日）

年 月 日

4 経費の配分及び負担区分

区 分	補助金事業 に要する（ した）経費 (A)	左の負担区分		前年度 精算額 (B)	比較増減 (△) (A)-(B)	備 考
		県 補助金等	自 己 負担金			
1 都道府県農業委員会ネット ワーク機構負担金 (1) 役職員手当等 ア 役職員手当 イ 職員給与費 (ア) 国庫分 (イ) 県単分 ウ 法定福利費 エ 旅費 オ 事務等経費 カ その他の経費	円	円	円	円	円	
2 都道府県農業委員会ネット ワーク機構補助金 (1) 農業委員会事業推進費 ア 農地等情報利用効率化対 策事業費 イ 農業委員会等活動強化対 策事業費 (2) 農業委員会ネットワーク 機構推進費 ア 業務推進費 イ 事務所費 ウ 事務費						
合 計						

(注) 1 県補助金等の交付対象事業に要する経費のみについて記載し、ほかの補助事業に基づくもの等対象外事業の経費は除外すること。

2 職員給与費の項には、給料、地域手当、扶養手当、通勤手当、住居手当及び期末勤勉手当の合計額を記載すること。

5 収支予算

(1) 収入の部

区分	本年度予算額 (又は本年度精算額) (A)	前年度予算額 (又は本年度予算額) (B)	比較増減 (A)-(B)	備考
1 県補助金	円	円	円	
2 自己負担金				
計				

(2) 支出の部

区分	本年度予算額 (又は本年度精算額) (A)	前年度予算額 (又は本年度予算額) (B)	比較増減 (A)-(B)	備考
1 都道府県 農業委員会 ネットワーク 機構負担 金	円	円	円	
2 都道府県 農業委員会 ネットワー ク機構補助 金				
計				

6 添付書類

- (1) 予算書
- (2) 役職員名簿

別記第1号様式の別紙（農業委員会ネットワーク機構広域的機構集積支援事業）

1 事業の目的

2 事業の内容及び計画（又は実績）

（注）農地集積・集約化等対策事業実施要綱（平成26年2月6日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知）に定める事業実施計画書に準ずること。

3 経費の配分及び負担区分

区 分	補助金事業 に要する（ した）経費 (A)	左の負担区分		前年度 精算額 (B)	比較増減 (△) (A)-(B)	備考
		県補助金	市町村費			
1 広域的な農地利用調 整活動等への支援事業	円	円	円	円	円	
合 計						

4 事業完了予定年月日（又は事業完了年月日）

年 月 日

別記第2号様式（各事業共通：変更交付申請書）

年度

費補助金変更交付申請書

番 号
年 月 日

新潟県知事

様

補助事業者名

代表者職氏名

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた標記事業について、下記の理由により別紙のとおり変更して実施したいので、補助金 円を金 円に変更交付されたく、新潟県補助金等交付規則第3条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 変更の理由

2 変更計画の内容

（以下、別記第1号様式の別紙に準じて作成すること。）

（注） 変更前を上段（ ）書きで、変更後を下段に記入すること。

別記第3号様式（各事業共通：計画変更承認申請書）

年度 事業計画変更承認申請書

番 号
年 月 日

新潟県知事 様

補助事業者名
代表者職氏名

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた標記事業について、下記の理由により別紙のとおり計画を変更して実施したいので承認を受けたく、新潟県農業総務費補助金等交付要綱第5の規定により、関係書類を添えて申請します。

なお、これに伴う補助金 円の追加（減額）交付を併せて申請します。
記

1 変更の理由

2 変更計画の内容

（以下、別記第1号様式の別紙に準じて作成すること。）

- （注） 1 変更前を上段（ ）書きで、変更後を下段に記入すること。
2 補助金の追加（減額）を必要としない場合は、なお書きを削除すること。

別記第4号様式（各事業共通：中止（廃止）承認申請書）

年度 事業中止（廃止）承認申請書

番 号
年 月 日

新潟県知事 様

補助事業者名
代表者職氏名

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた標記事業について、下記のとおり中止（廃止）したいので承認を受けたく、新潟県農業総務費補助金等交付要綱第7の規定により申請します。

記

- 1 補助事業の中止（廃止）の理由
- 2 事業中止（廃止）しようとする以前の遂行状況
 - (1) 事業

(2) 経費

ア 経費の支出状況

交 付 決定額	月 日現在 支 給 済 額		残 額		支給予定額		中止（廃止）に伴 う不要額		備考
	補助事 業に要 した経 費	補助金 の額	補助事 業に要 する経 費	補助金 の額	補助事 業に要 する経 費	補助金 の額	補助事 業に要 する経 費	補助金 の額	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	

イ 支出額及び支出予定額の明細

経費の配分	左の内訳費目	補助事業に要 する経費	補助金の額	補助事業に要する経費の支出基礎 (名称・数量・単価等)
		円	円	※ 支出額と支出予定額に 区分して記載すること。

別記第5号様式（各事業共通：遅延届出書）

年度 事業遅延届出書

番 号
年 月 日

新潟県知事 様

補助事業者名
代表者職氏名

年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知のあった事業について、下記の理由により（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった（注1））ため、新潟県農業総務費補助金等交付要綱第8の規定に基づき届け出ます。

（なお、下記の事業完了予定年月日まで完了時期を延期したいので承認されたい（注2））

記

- 1 交付金事業が（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった（注1）理由）
- 2 交付事業の遂行状況

区分	総事業費	事業の遂行状況				備考
		○年○月○日までに完了したもの		○年○月○日以降に実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了予定年月日	
	円	円	%	円		

（注1）括弧内は、該当するものを記載すること。

（注2）括弧内は、完了予定の期間を変更したい場合のみ記載すること。

（注3）事業の遂行状況は、届出時点において確認されている直近の遂行状況を記載することとし、「○年○月○日以降に実施するもの」欄は、完了時期の延期を求める場合のみ記載すること。

別記第6号様式（各事業共通：遂行状況報告書）

年度 遂行状況報告書

番 号
年 月 日

新潟県知事 様

補助事業者名
代表者職氏名

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた標記事業について、
月 日現在の遂行状況を新潟県農業総務費補助金等交付要綱第10の
規定により下記のとおり報告します。

記

事業区分及び 事業種 目	交 付 決 定		事 業 の 遂 行 状 況					備 考
	事 業 費	県補助金	月 日までに完了したもの			残 事 業		
			事業費	出来高 比率	着 手 年月日	事業費	完了予定 年 月 日	
	円	円	円	%		円		
計								

別記第7号様式（各事業共通：実績報告書）

年度 費補助金実績報告書

番 号
年 月 日

新潟県知事 様

補助事業者名
代表者職氏名

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた標記事業について、
別紙のとおり実施したので、新潟県補助金等交付規則第12条の規定により、その実績
を報告します。

なお、併せて精算金 円の交付を請求します。

- (注) 1 別紙は、別記第1号様式の別紙に準じて作成すること。
2 実績の報告に当たり、「農業委員会交付金」については、別紙様式1を
添付すること。
3 実績の報告に当たり、「農業委員会ネットワーク機構補助金等」につい
ては、別紙様式2を添付すること。
4 実績報告時に補助金の精算交付が不要の場合は、なお書きを削除すること。

(別紙様式1)

一連番号	市区町村名	農業委員会名	農業委員及び農地利用最適化推進委員関係		職員関係		農地調査・資料整備費関係	備考 (農業委員会の廃置分合の経過とその他参考事項)
			農業委員数	農地利用最適化推進委員数	現員	左のうち 交付対象 人員	対象件数	
			人	人	人	人	件	
合計								

(別紙様式2)

都道府県 農業委員 会ネット ワーク機 構名	役職員手当関係				職員設置関係	
	会議		調査、打ち合わせ等		負担金対象 職員数	業務日数
	開催回数	人数	実施回数	人数		
	回	人日	回	人日	人	人日

業務処理件数			
農地法第4条及び第5条関係		農地法第18条 関係	農地法第39条 関係
総件数	うち30a以下		
件	件	件	件

(注)

- 1 役職員手当関係の人数の欄には、負担金を手当に充当した役職員の出席日数の総計を記載すること。
- 2 職員設置関係の業務日数には、負担金を給与費等に充当した職員の業務日数の総計を記載すること。

別記第8号様式（各事業共通：消費税等仕入控除税額報告書）

年度 事業消費税等仕入控除税額報告書

番 号
年 月 日

新潟県知事 様

補助事業者名
代表者職氏名

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた標記事業について、新潟県農業総務費補助金等交付要綱第11第4項の規定に基づき下記のとおり報告します。

1	新潟県補助金等交付規則第13条の補助金の額の確定額	金	円
	(年 月 日付け 第 号による額の確定通知額)	内国費分	円
		内県費分	円
2	補助金の確定時に減額した消費税等仕入控除税額	金	円
		内国費分	円
		内県費分	円
3	消費税の申告により確定した消費税等仕入控除税額	金	円
		内国費分	円
		内県費分	円
4	補助金返還相当額（3－2）	金	円
		内国費分	円
		内県費分	円

(注) 事業主体別に算出根拠等の資料を添付すること。

別記第9号様式（各事業共通：補助金等概算払請求書）

年度 費補助金概算払請求書

番 号
年 月 日

新潟県知事 様

補助事業者名
代表者職氏名

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた標記事業について、
下記のとおり金 円を概算払によって交付されるよう請求します。

記

事業区 分及び 事業種 目	事 業 主 体	事業費 A	交付 決定 額 B	既受領額		今回請求額		(予定)出来高 (月 日現在)		残高 B-(C+D)	事業完 了予定 年月日	備 考
				金額C	C/B	金額D	D/B	事業費E	E/A			
		円	円	円	%	円	%	円	%	円		
計												

- 注1 この請求書により概算払いを請求するときは、知事が定めるところによる。
2 概算払い請求の有無にかかわらず、交付決定を受けた全ての事業について記載する。